

ご担当 各位

港長公示(西第2-1 令和2年1月21日)「阪神港尼崎
西宮芦屋区第2区西宮浜南側海域における航泊の禁止につ
いて」の差し替えについて

標記について、文言等の修正がありましたので差し替えをお願いいた
します。

なお、修正にかかる航泊禁止区域の位置等の変更はございませんが同
区域を明確にするため標識灯1基がホ点に追加設置されます。

ご不明な点がございましたら小職(港務担当)までお問合せください。
お手数ですがよろしくお願いいたします。

令和2年1月27日

西宮海上保安署

TEL 078-22-7070

警務官 三好

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同条第2項の規定により公示する。

令和2年1月21日

阪神港長



阪神港尼崎西宮芦屋区第2区西宮浜南側海域における航泊の禁止について

阪神港尼崎西宮芦屋区第2区西宮浜南側海域において、西宮花火大会2020が実施されるため、下記により船舶（当大会関係船舶および官公庁用船舶を除く。）の航泊を禁止する。

なお、荒天等のため行事が中止される場合は、本公示を取り消す。

記

1 期間

令和2年2月9日（日） 1715～1900

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び防波堤（南）により囲まれた海域

イ点	西宮内防波堤灯台から	297度	1024mの地点
ロ点	イ点から	180度	250mの地点
ハ点	ロ点から	270度	725mの地点
ニ点	ハ点から	0度	250mの地点
ホ点	ニ点から	90度	190mの地点

3 その他

- (1) 航泊禁止区域を示す標識灯（黄色4秒1閃、光達距離2.7km）がイ・ホ点及び灯浮標（黄色4秒1閃、光達距離2.7km）がロ・ハ・ニ点に各1基、イ～ロ点の間、ハ～ニ点の間に1基、ロ～ハ点の間に4基、計11基設置されている。
- (2) 実施海域には、警戒船6隻（救助船兼務1隻）が配備されている。

